

旅券（パスポート）、査証（ビザ）のご案内

- **パスポートはすでにお持ちですか？**
- **パスポートの有効期限は、今回の渡航先の必要残存期間を満たしていますか？**
- **査証(ビザ)が必要な国への渡航はごさいませんか？**

⇒ パスポートをまだお持ちでないお客様や有効期限が不足しているお客様はパスポートの申請手続きが必要です。
 ⇒ 査証が必要な国への渡航で、弊社へ手配をご依頼をいただけない場合、ご自身で査証申請手続きが必要です。
 手続きに数週間かかる場合もございますのでご注意ください。

◎この一覧表は【日本国籍】で、【弊社募集型企画旅行の期間内】で、【観光目的】の渡航の場合に適用される条件です。

上記の条件に該当されない場合は、必ず訪問国の在日大使館へご自身でお問い合わせください。
 (例) 弊社ツアーの日数を超えて現地へ滞在する場合、外国籍の場合、観光目的以外の渡航の場合等

◎下記は**2019年9月3日現在**の情報を基に記載しており予告なく変更となる場合がございます。
 詳しくは訪問国の在日大使館でご確認ください。旅券の残存期間が少ない方は、お早目の更新をおすすめいたします。

オセアニア

訪問国	旅券必要残存期間	査証
オーストラリア	帰国まで有効なもの	3ヶ月以内の観光は、ETA（電子渡航許可）を事前取得する事で不要（注1）
ニュージーランド	入国時3ヶ月＋滞在日数以上	3ヶ月以内の観光は不要。但し2019年10月よりeTA（電子渡航認証）の取得が必要。（注2）

(注1) ETA（電子渡航許可）の申請は、オーストラリア移民国境警備省のウェブサイトより行えます。 <https://www.eta.immi.gov.au/ETAS3/etas?locale=ja&submit=cancel>

(注2) ニュージーランドeTAは右のサイトから行えます。 <https://www.immigration.govt.nz/new-zealand-visas/apply-for-a-visa/about-visa/nzeta>

ヨーロッパ

訪問国	旅券必要残存期間	査証
アイスランド★(注6)	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上（査証欄余白2頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
アイルランド(注1)	出国時6ヶ月以上	滞在期間、目的にかかわらず査証不要
アルバニア(注3)	入国時90日以上	90日以内の滞在は不要
アンドラ公国	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上（査証欄余白見開き2頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
イギリス(注1)(注3)	帰国時まで有効なもの（査証欄余白、表裏連続2頁以上必要）	6ヶ月未満の滞在は不要
イタリア★(注1)	シェンゲン協定加盟国出国時90日以上必要。	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
エストニア★(注1)(注6)	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上（査証欄余白連続3頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
オーストリア★(注1)(注2)(注6)	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上	6ヶ月未満の観光目的の滞在であれば査証は不要
オランダ★(注1)	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上（査証欄余白2頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
キプロス共和国(注1)(注3)	入国時3ヶ月以上	3ヶ月以内の滞在は不要
ギリシャ★(注8)	入国時3ヶ月＋滞在日数（ギリシャを含むシェンゲン協定加盟国）以上（査証欄余白2頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
クロアチア(注3)	出国時3ヶ月以上	180日間で90日以内の観光は不要
サンマリノ共和国(注3)	入国時90日以上（査証欄余白1頁以上必要）	90日以内の滞在は不要
ジョージア(グルジア)(注8)	入国時6ヶ月以上で帰国時まで有効なもの	入国日から起算し、1年間の滞在は不要
スイス★(注1)	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上（査証欄余白1頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
スウェーデン★(注6)	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
スペイン★(注1)(注6)	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上（査証欄余白1頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
スロヴァキア★(注3)	出国時3ヶ月以上	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
スロヴェニア★(注6)	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上（査証欄余白1頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
チェコ★(注3)(注4)	出国時3ヶ月以上（査証欄余白2頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
デンマーク★(注1)(注6)	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上（査証欄余白1頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
ドイツ★(注1)(注6)	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上（査証欄余白1頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
ノルウェー★(注6)	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上（査証欄余白1頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
バチカニ市	イタリアの入国条件を満たしていること	イタリアの入国条件を満たしていれば不要
ハンガリー★(注7)	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
フィンランド★	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上（査証欄余白見開き2頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
フランス★(注1)(注6)	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上（査証欄余白見開き2頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
ブルガリア(注3)(注8)	出国時3ヶ月以上（査証欄余白見開き2頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
ベルギー★(注1)	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上（査証欄余白連続3頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
ポーランド★(注2)(注6)	出国時3ヶ月以上（査証欄余白1頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
ボスニア・ヘルツェゴビナ(注3)(注8)	出国時3ヶ月以上	最初の入国日から起算して6ヶ月のうち、90日以内の観光は不要
ポルトガル★	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上（査証欄余白2頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
北マケドニア共和国(注3)	出国時3ヶ月以上	3ヶ月以内の滞在は不要
マルタ★	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上（査証欄余白1頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
モナコ(注3)	出国時3ヶ月以上	90日以内の滞在は不要
モンテネグロ(注3)	要都度確認	6ヶ月間で90日以内の滞在は不要
ラトビア★(注8)	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上（査証欄余白1頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
リトアニア★(注3)(注5)	出国時3ヶ月以上（査証欄余白2頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
リヒテンシュタイン★	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上（査証欄余白1頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
ルーマニア(注3)(注6)	出国時3ヶ月以上（大使館では入国時6ヶ月以上が望ましいと案内している）	180日間で90日以内の観光は不要
ルクセンブルク★	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
ロシア	出国時6ヶ月以上（査証欄余白見開き2頁以上必要）	【必要】但し極東地域のロシアが指定した地点からの出入国に限り電子ビザの申請が可能。 電子ビザでは訪問地域が限定され、入国から数えて8日までの滞在に限る。

★印＝シェンゲン協定加盟国（26ヶ国）

(注1) シェンゲン協定加盟国においてビザ免除で短期滞在が認められる期間は**あらゆる180日の期間内で最大90日間**です。

『あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在』とは

今回の旅行で、最後に訪問するシェンゲン協定加盟国を出国する日から180日遡った日までの期間で、トランジットでの通過、あるいは帰国を挟んでの複数回の滞在を含め、全てのシェンゲン協定加盟国での通算訪問日数が90日以内であることを言います。

また、シェンゲン協定加盟国内では、最初の到着地で入国審査があり、最後の出国地で出国審査が行われます。

(注2) シェンゲン協定加盟国ですが、日本との二国間の査証免除規定が優先して適用されます。

(注3) シェンゲン協定加盟国など、他の訪問国の残存期間の要件にもご注意ください。

(注4) チェコの入国に際しては滞在期間中、治療・傷害・医療搬送費用・死亡の4項目の各々について、3万ユーロ相当額以上を担保する保険に加入し、入国後は保険証券を携行し、要請に対し提示する事が義務付けられています。ご自身での付保をお願いします。（弊社旅行商品には治療・傷害・医療搬送費用100万円の保険を付保していますが、死亡保険は付保していません）

(注5) リトアニアを旅行する外国人は以下の内容を満たした海外旅行保険の加入証券が必要。（保険の未加入者は入国を拒否されることがある）

①証券はリトアニア語、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語で以下が記載されていること②リトアニア滞在期間がカバーされている。③保険適用地域にリトアニアがカバーされていること④保険会社の連絡先及び契約番号⑤補償金額（一人最低EUR5,795）⑥緊急移送サービスが含まれている。

(注6) 無査証滞在の条件として、旅行期間をカバーする海外旅行保険の加入が望ましいとされています。

(注7) ハンガリーの入国に際しては滞在期間中、死亡補償項目について、3万ユーロ相当額以上を担保する保険に加入し、入国後は保険証券を携行し、要請に対し提示する事が義務付けられています。ご自身での付保をお願いします。（弊社旅行商品には治療・傷害・医療搬送費用100万円の保険を付保していますが、死亡保険は付保していません）

(注8) ギリシャ、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ジョージア（グルジア）、ラトビアでは、海外旅行保険の加入が必要です。入国時に保険証券提示を求められる場合がありますので携行ください。

旅券（パスポート）、査証（ビザ）のご案内

- パスポートはすでにお持ちですか？
- パスポートの有効期限は、今回の渡航先の必要残存期間を満たしていますか？
- 査証(ビザ)が必要な国への渡航ではございませんか？

⇒ パスポートをまだお持ちでないお客様や有効期限が不足しているお客様はパスポートの申請手続きが必要です。
 ⇒ 査証が必要な国への渡航で、弊社へ手配をご依頼をいただいていない場合、ご自身で査証申請手続きが必要です。
 手続きに数週間かかる場合もございますのでご注意ください。

◎この一覧表は【日本国籍】で、【弊社募集型企画旅行の期間内】で、【観光目的】の渡航の場合に適用される条件です。

上記の条件に該当されない場合は、必ず訪問国の在日大使館へご自身でお問い合わせください。

(例) 弊社ツアーの日数を超えて現地へ滞在する場合、外国籍の場合、観光目的以外の渡航の場合等

◎下記は2019年9月3日現在の情報を基に記載しており予告なく変更となる場合がございます。

詳しくは訪問国の在日大使館でご確認ください。旅券の残存期間が少ない方は、お早目の更新をおすすめいたします。

アメリカ・カナダ・中南米

訪問国	旅券必要残存期間	査証
アメリカ（ハワイ含む）	帰国時まで有効なもの(入国時90日以上が望ましい)	90日以内の観光は、ESTA（電子渡航認証）を取得する事で不要（注1）（注2）
アルゼンチン	帰国時まで有効なもの（査証欄余白1頁以上必要）	90日以内の観光は不要
エクアドル	入国時6ヶ月以上	90日以内の観光は不要
カナダ	出国予定日+1日以上（査証欄余白見開き2頁以上必要）	空路での入国に際し、最大6ヶ月以内の観光は、eTA（電子渡航認証）を取得する事で不要（注3）
キューバ	入国時3ヶ月以上（査証欄余白1頁以上必要）	30日以内の観光は不要（注4）但し、査証申請に似たツーリストカードの申請手続きが大使館領事部にて必要。申請書は下記サイトにダウンロード可。 http://misiones.minrex.gob.cu/ja/ri-ben
グアム	帰国時まで有効なもの(入国時45日以上が望ましい)	定期便就航会社を利用の場合、45日以内の観光は不要（注5）
ジャマイカ	入国時6ヶ月以上(査証欄余白1頁以上必要)	30日以内の観光は不要
チリ	帰国時まで有効なもの(査証欄余白1頁以上必要)	90日以内の観光は不要
パナマ	滞在日数が3ヶ月未満の場合、入国時3ヶ月以上(査証欄余白1頁以上必要)	180日以内の滞在は不要
ブラジル	帰国時まで有効なもの（査証欄余白見開き2頁以上必要）	90日以内の観光は不要。但し滞在合計日数が過去12ヶ月間に180日を超えないこと。
ペルー	入国時6ヶ月以上(査証欄余白5頁以上必要)	183日以内の観光は不要
ボリビア	入国時6ヶ月以上（査証欄余白2頁以上必要）	90日以内の観光は不要（出国用航空券、滞在費用証明の提示を求められる場合がある）
メキシコ	帰国時まで有効なもの(査証欄余白1頁以上必要)	180日以内の滞在であれば不要

(注1) 「ビザ免除プログラムの改定及びテロリスト渡航防止法」により、米国査証免除プログラム(VWP)参加国の国籍の他にイラン、イラク、シリア、スーダン、北朝鮮のいずれかの国籍を持つ二重国籍の保有者、あるいは2011年3月1日以降、イラン、イラク、シリア、北朝鮮、スーダン、リビア、ソマリア、イエメンに渡航または滞在したことがある方は査証の取得が必要です。

(注2) ESTA（電子渡航認証）の申請は、米国税関国境局（CBP）のウェブサイトより行えます。

(注3) eTA(電子渡航認証)の申請はカナダ市民権・移民省のウェブサイトより行えます。米国より陸路入国で最大6ヶ月の観光は不要です。

(注4) 滞在期間中の医療費をカバーする保険の加入が必要。（アメリカ系保険会社を除く国際的な業務を行う保険会社。入国時に英文の保険証書の提示を求められる場合がある）

(注5) 機内で配布される書類、1-736に必要事項を記入し入国時に提出すれば不要。